



16保医第 1229 号
平成 16年12月16日

小郡三井医師会 会長 丸山 泉 様

久留米市長 江藤 守國



合併後の乳幼児医療証発行等に係る周知について(依頼)

平素から保健医療行政につきましては、特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

本市は、平成17年2月5日、4町(田主丸、北野、城島、三潴)と合併することになりました。

これに伴い、4町で実施している公費医療制度を引き継ぐこととなりますが、北野町で実施している「乳幼児医療制度」に相違がありました。調整の結果、当分の間 この制度の範囲を旧北野町に限定して新市で引き継ぐことになりました。

つきましては、これらの取り扱いについて、会員の皆様に周知くださるようよろしくお願いします。

北野町在住者の「乳幼児医療証」の取り扱いについては、以下のとおりです。

- (1) 合併日に、北野町発行の乳幼児医療証を持っている場合
受給者には、次の2枚の医療証を発行します。 (2月末までに郵送する予定です)

- ① 基本となる通常の医療証(薄紫色)
- ② 特例分の医療証(黄色)

区 分	認定日から3歳到達月の末日まで	3歳到達月の翌月1日から6歳到達後最初の3月31日まで
①	入院・入院外とも有効	入院のみ有効
②	—	入院外のみ有効

注) 合併後、新医療証①の負担者番号及び受給者番号は、変わります。

②は、新たに負担者番号及び受給者番号をつけます。

- (2) 出生・転入の場合 上記2枚の医療証を発行します。
- (3) 転出の場合 資格喪失します。
- (4) 転居(北野町以外の久留米市内へ)の場合
- 住所を変更し、①の医療証を発行します。
 - ②は、資格喪失します。
- (5) 転居(北野町へ)の場合
- 住所を変更し、①の医療証を発行します。
 - ②の医療証を発行します。

担当 保健福祉部 保健医療課
(TEL 30-9034)



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池